

令和3年3月22日

自治会町内会長 様

港北区総務課長

## 「町の防災組織」活動費補助金の交付申請及び前年度の活動報告について（通知）

日頃から本市の危機管理対策事業に種々の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、令和3年度も「町の防災組織」による防災活動を充実していただくため、標記補助金を交付いたします。

つきましては、同封の手引きを御参照のうえ、申請の手続きをお願いいたします。

### 1 事業概要

自治会町内会等で組織されている町の防災組織が行う自主防災活動に対し、補助金を交付します。

### 2 補助金額

申請世帯数×160円（詳しくは「事務の手引き」2ページ参照）

### 3 提出書類

「※」のついている書類は、地域振興課に提出済の場合、提出不要です。

- (1) 交付申請
  - ・令和3年度町の防災組織活動費補助金交付申請書
  - ・収支予算書※
  - ・事業計画書※
  - ・団体の規約（変更がない場合は提出不要）※
- (2) 実績報告
  - ・令和2年度町の防災組織活動費補助金実績報告書
  - ・収支決算書※
  - ・活動実績報告書※
  - ・領収書（1件10万円以上の支出があった場合）
- (3) 請求
  - ・請求書（交付決定後に送付します）
  - ・口座振替依頼書※
  - ・振込口座の確認できる通帳等の写し※

なお、申請書および実績報告書については、港北区役所のHPにデータで掲載されておりますので、御必要な方は「港北区 町の防災組織活動費補助金」でご検索ください。

裏面に続く

#### 4 提出期限

- (1) 交付申請及び実績報告

令和3年9月30日(木)

※ご申請頂いた自治会町内会より、順次交付手続きを進めさせていただきます。

- (2) 請求

交付決定日から約2週間

#### 5 注意事項

- (1) 申請書の申請金額と収支予算書の「町の防災組織活動費」の金額との整合性を取ってください。
- (2) 実績報告書の支出金額と収支決算書の「町の防災組織活動費」の金額との整合性を取ってください。

#### 6 提出方法

総務課窓口に御持参いただくか、郵送にて御提出ください。

- (1) 総務課窓口

港北区役所4階44番窓口

- (2) 郵送先

〒222-0032 港北区大豆戸町26-1 総務課防災担当 宛

令和3年度も今年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、訓練や会議等の開催が難しく、予定通りの補助金活用ができない状況もあるかと存じます。訓練や会議は、防災活動として当然重要なものですが、災害に備えた備蓄品の購入なども、同じく重要な防災活動です。

予定通りの防災活動が行えない場合でも、今できる防災活動に当補助金をご活用いただければと思います。

もし、検討している活動内容が、補助の対象かわからないなど、ご不明な点がある場合には、下記連絡先までご連絡ください。

※当該事業は、令和3年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

問合せ先

港北区総務課防災担当 滝沢

TEL 045-540-2206

FAX 045-540-2209